

＜直接経費・間接経費＞

No	分類	質問	回答
1	①物品費	発注から納品まで相当の期間を要する研究設備について、前年度に発注、次年度に納品とすることは可能か。	委託研究契約が複数年度契約の場合は、研究実施期間の範囲内で、年度跨りの調達等の契約が可能です。（但し、承認済みの研究計画書にもとづく調達であることが前提となります。） なお、後年度負担額について、委託研究契約上の特約条項により、JSTの責によらない不測の事態が発生した場合には、複数年度契約の期間中であっても研究契約の解除や研究費縮減の措置を取らざるを得ない場合があります、また研究進捗状況等により後年度の予算が変更となることもありますのでご留意下さい。
2	①物品費	今回の研究計画の中では、一部特殊な光源を使用して研究を行っている。この光源については、その仕様の特殊性から研究チーム内のメンバーの所属する企業A社のみしか扱っていない。このような調達を行うことは可能か。	戦略的国際科学技術協力推進事業（以下「本事業」という）においては、原則として研究代表者の所属する機関との間で委託研究契約を締結することにより事業を推進しております。この委託研究契約は、各研究機関のもつ稀有既存の技術者、インフラ等を利用することで成り立つと考えます。一方で、機器の販売により利益を与えることを、企業参画の主旨としていないのは言うまでもなく、左記のような調達は疑義の元となることがあります。従って本研究に係るチーム内のメンバーの所属する企業との調達契約が必要な場合は、市場価格未満で調達されることが望ましいと考えます。この場合、当該研究を推進するに当たり、当該企業からの購入に合理的理由のあることが前提となります。
3	①物品費	委託研究費で取得した物品の廃棄処分は、研究期間終了後でなければならないのか。	委託研究費により取得した物品は研究機関に帰属することから、その取得物品の廃棄にあたっては、各機関が物品管理規則に沿って適宜判断を行うことになります。 一方で、当該物品は国費を原資として購入されたものであると同時に、当該委託研究の研究期間において有効かつ適正に使用されることを前提として購入されたものと考えられます。従いまして、研究期間中に廃棄を行うことが妥当であることについて（つまり、その物品購入が研究推進上、真に必要であったか、或いは、不適正な使用・管理による機器の損失ではなかったか、残りの研究期間において使用することがないか等の観点を踏まえて）貴機関に説明責任が生じる点には十分ご留意を頂きたいと考えます。 なお、当該物品の廃棄が研究推進に影響を及ぼすと考えられる場合には、研究担当者より当機構事業担当者に対し、速やかにその旨をご連絡頂く必要があります。
4	①物品費	書籍について、例えば化学英語の辞典や英和・和英辞書などは直接経費として支出できるか。	当該書籍が、他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。しかし、当該書籍が委託研究に直接的に必要であり、当該委託研究に専ら使用されるものであれば、汎用的な辞典や辞書であっても、直接経費から支出することは妨げませんので、研究機関で適切に判断の上、支出してください。 なお、学生の教育目的、あるいは個人のスキルアップを目的とする支出を直接経費から行うことは出来ません。
5	②旅費	研究機関の規程により海外出張の際に必ず指定された額の保険に加入しなくてはならないが、本事業に従事する研究者の上記保険料を支出することは可能か。	本海外出張が本事業の研究推進に必要な用務であるかどうかを勘案の上、研究機関の出張規程に照らして各機関において適切にご判断ください。
6	②旅費	海外出張の旅費精算について、他用務とつなげて海外出張する際に、往路と復路で航空券代金を分割し、往路（または復路）だけJSTの委託費から支出することは可能か。 【本事業のみのFAQ】	合理的に按分(区分)いただければ、本事業にかかる分を委託研究費で執行していただくことができます。基本的に、事務処理説明書に則りつつ、事務処理説明書で明示していない、或いは、判断できないものに関しましては、貴機関の規定に基づき合理的にご対応ください。
7	③人件費・謝金	雇用水準や雇用期間は、JSTの規程があるのか。それとも内部規程に基づくことでよいのか。	研究機関の規程に準拠してください。 但し、必要な人材が適正な処遇で雇用されるようご配慮下さい。
8	③人件費・謝金	一時的作業で謝金を支払う場合に、研究計画書記載のメンバーである必要があるか。	直接経費で人件費・謝金を支払う場合は、原則として、その支出対象が「研究計画書に記載された研究参加者である」という要件を満たす必要がありますが、一時的(3ヶ月未満)な作業等に対して謝金(アルバイト料)を支払う場合には、研究計画書への登録を省略することができます。また、会議等に招聘する外部講師も上記に準じ、一時的な参加であれば登録を省略することができます。 一方、予め3ヶ月を越える作業が想定される場合は、研究計画書に研究参加者として登録する必要があります。 なお、研究計画書への登録を省略する場合であっても、その研究参加者は当該研究に必要な不可欠であることが前提となります。
9	③人件費・謝金	退職金を直接経費で計上することは認められるか。 また、退職給付引当金を計上することは可能か。	退職金は、当該委託研究のために雇用された期間に対する退職金に限り計上可能です。また、退職給付引当金は、各研究機関が機関の規定に従って適正に算定を行い、対象者毎に金額を明らかに出来る場合に計上が可能です。 なお、兼業者については、退職金・退職給付引当金のいずれの場合も、当該研究に係る従事部分を従事割合等により区分して適切に計上する必要があります。
10	③人件費・謝金	直接経費で雇用する者が、有給休暇を取得した場合、当該有給休暇部分を直接経費として計上出来るのか。	当該委託研究に係る雇用期間中に取得した有給休暇の使用である場合には(雇用期間に見合った日数であり、他の雇用期間に取得した有給休暇の繰越使用などではない場合)、雇用契約書等において有給休暇の取扱いが規定されていれば可能です。 また、当該研究者等が複数の研究資金等により雇用される場合には、従事日誌に基づく従事時間(裁量労働制を適用している場合には研究機関で適切に設定を行ったエフォート率)により按分して取得することも可能です。

＜直接経費・間接経費＞

No	分類	質問	回答
11	③人件費・謝金	直接経費で雇用する者の人件費として計上可能な項目は、下記のうち、いずれか。 1. 諸手当関係 ・扶養手当 ・時間外勤務手当 ・家賃補助 ・通勤手当 ・勤務地加算 2. 社会保険料関係 ・健康保険 ・介護保険 ・厚生年金 ・厚生年金基金 ・雇用保険 ・児童手当拠出金 ・労災保険 3. 雇用時の付帯費用 ・赴任旅費 ・赴任旅費（被扶養者） ・面接に係る旅費 ・研究員募集広告	○当該委託研究に専従する者の場合 ・各研究機関の規定に準拠することとなります。 ・なお3. 付帯費用を計上する場合、「人件費・謝金」ではなく、適切な科目に計上をお願い致します（赴任旅費＝旅費、募集広告＝その他） ○他の業務と兼務する者の場合 ・1. および2. は、給与と同様、従事日数または時間等により適切に按分した上で計上ください。 ・3. は、計上できません。
12	③人件費・謝金	学生等が行うデータ整理やシンポジウム運営補助等の業務に対し、人件費・謝金を支出することは可能か。	当該業務が委託研究に直接的に必要な場合には研究機関の規定に基づき支出することが可能ですが、学生アルバイトは、特に以下についてもご留意の上、研究機関において適切にご判断下さい。 ○学業との切り分けが適切か ○業務時間は学業に支障のない範囲か ○業務時間・内容を適切に把握管理しているか ○関連する証拠書類を適切に編纂・管理しているか
13	③人件費・謝金	直接経費で雇用している研究員が当該業務時間外の時間での研究として本事業以外に応募することは可能か。	本事業は、就業規則その他で定められる時間外での研究までを否定するものではありませんが、研究機関において適切に労務管理を行って頂きますようお願いいたします。 また、他事業に従事する部分の人件費については当該委託研究の直接経費として計上できませんので、従事日誌等に基づき適切に区分して人件費の計上を行って頂きますようお願いいたします。
14	③人件費・謝金	講師謝金について2点ほど伺いたい。 ・講演会や講習会を開催する場合の講師に対する謝礼は、謝金で支払うことができるか。 ・上記の支払いができる場合、JSTの謝金規定があるのか。それとも各機関の謝金の規定に基づく支払いで良いのか。	当該委託研究に専ら必要とされるものであれば、外部講師等に係る、いわゆる講演謝金についても直接経費の人件費・謝金から支出が可能です。 但し、上記でいう外部とは貴機関外ではなく「研究チーム外」を指します。 なお、単価等は各研究機関の規程類に準拠致します。特にJSTから単価等は定めておりません。
15	④その他	予定していた海外出張が急遽予定変更となった。これに伴うキャンセル料は直接経費として支出可能か。	キャンセル料については、一般的には天災等の真に止むを得ない理由であれば直接経費からの支出が可能と考えられますが、具体的な個々の事案の適否については、各機関の規定の範囲内で、各機関において適切に判断を行ってください。なお、事務手続き上の誤りや自己都合による場合には支出することは出来ません。
16	④その他	フィールドワーク先までレンタカーを使用する必要が生じ、それに係るガソリン代と高速道路料金を支払うケースが生じた。これらはどのように処理するべきか。また、あわせてどの経費で整理するのが適切か。	移動手段としてのレンタカー、燃料代、高速道路料金の取り扱いにつきましては、効率性・経済性に配慮した上で、各研究機関が機関の規定に基づき適切に判断を行って処理してください。 なお、費目につきましてはその他としてご計上ください。
17	④その他	手数料に関する以下のケースについて、直接経費で計上してよいか。 ○研究発表のための学会参加費の立替払いにおいて、立替を行った研究者が振込手数料を負担した場合 ○海外から特殊な種子を輸入したが、この購入にかかる個別送金手数料	手数料については一般管理費的性格を有することから、直接経費以外（間接経費など）での計上が原則となりますが、当該委託研究に直接必要なものに係る手数料であり、他の手数料と明確に区分できる場合は、例外的に直接経費にて計上することも可能と考えますので、貴機関で適切に判断を行ってください。
18	④その他	学会に関する費用について、直接経費から以下の支出が認められるか。 ・参加費（登録費）・予稿集代・年会費・懇親会費 懇親会費については以下の2パターンで考える ①学会参加費と懇親会費のそれぞれの金額が開催案内等で明示されており、分けて支出することが可能なもの。 ②学会参加費＝参加費＋懇親会費となっており、総額での支払いを必要とするもの。	当該研究課題に係る研究発表等、当該委託研究に直接必要な学会参加に関する費用である場合には、「参加費（登録費）」および「予稿集代」の支出は可能ですが、個人又は研究機関の権利となるものへの支出は出来ません。従って、「年会費」は支出できませんのでご注意ください。 「懇親会費」については ①につきましては、国費を財源とすることから、直接経費以外の経費にて支出をお願い致します。 ②につきましては、研究機関の規定の範囲内で何らかの合理的な考え方（旅費支払いを行っている場合には日当等の食事相当額を控除すること、会議費等の機関内の支給基準を準用すること等）に基づき、過剰な支払いとならないよう適切にご判断の上、処理を行ってください。なお、学会参加費と不可分なレセプション等が当該研究に関する活動の一環であり、供される食事も極めて軽微であると研究機関が判断する場合には、学会参加費と一緒にして直接経費より支出することを妨げません。

＜直接経費・間接経費＞

No	分類	質問	回答
19	④その他	「その他経費」の中で、雑誌の年間購読料(科学雑誌3800円/年)が年度途中に発生したが、後半の数か月分が翌年5月以降に発行納品される。このような場合はやはり厳密に年度区分を行った上で計上する必要があるのか。 同様に市販のウィルスソフト等のライセンス料や機器保守料でも契約期間が会計年度を跨ぐケースが生じることがあるがあるがどのように考えればよいか。	委託研究に係る経費は、経費の発生した年度区分で処理することとなりますので、次年度に係る納品(5月以降)分は次年度の費用として按分計上するのが原則です。 但し、当該役務等が研究推進に必要不可欠であり、他に代替もなく年度区分に応じた契約締結の交渉余地もない場合には、その役務等の契約期間がJSTと締結する複数年度の委託研究契約期間の範囲内であること、役務等の契約期間を通じて本事業の研究に専ら資すること、研究機関の規定上認められることを前提に、研究機関の判断により一括支払いを可能とします。 なお、研究実施期間(契約期間)を超えて費用計上を行うことは、認められません。
20	④その他	専用メーターが装備されていない場合であっても合理的な算定根拠がある場合には光熱水料を直接経費から支出することが可能とされているが、合理的な算定根拠とは、具体的にどのようなものをいうのか。	光熱水料の合理的な算出方法例としては、以下のようなものが考えられます。 但し、施設単位で算定方法が統一されており、個々の負担額の総額が、施設での発生総額に対し過不足の生じないことが前提となります。 なお、以下はあくまでも例示ですので実際の計算にあたっては、各機関が個々の事例に応じてその合理性を十分に説明しうる方法にて行ってください。 【ケース1】フロアーの一部を占有エリアとして当該研究を実施している場合 (例1)光熱水料＝電力会社の契約単価(円/kwh)×{(フロアー全体の使用電力量÷フロアー全体面積)}×(当該研究を実施している占有エリア面積) (例2)光熱水料＝フロアー全体の年間又は月毎の光熱水料×(当該研究を実施している占有エリア面積÷フロアー全体面積) 【ケース2】研究設備を共同利用している場合(スパコン、高圧電子顕微鏡など) (例)光熱水料＝(設備の定格電力量×電力会社の契約単価(円/kwh))×使用時間 【ケース3】フロアーの一部又は全部を占有した特別の区画内に設置されている設備(クリーンルーム内にある設備) (例)光熱水料＝(設備の定格電力量×電力会社の契約単価(円/kwh))×使用時間＋(クリーンルーム全体の年間又は月毎の光熱水料)×(クリーンルーム全体の中で使用設備が占める面積割合(20%であれば0.2))
21	④その他	研究実施場所の借り上げが必要となる場合、直接経費で敷金を支出できるか。	当該委託研究の終了時にJSTへ敷金をご返金頂ける場合には支出可能です。当該委託研究終了後も引き続き研究実施場所を利用する等の理由により敷金の精算及び返金が困難と見込まれる場合には、直接経費以外(間接経費等)の資金により支出を行ってください。 なお、当該研究期間中に研究実施場所が不要となる等の理由により、家主より敷金が返還される場合には、JSTへ当該敷金をご返金ください。
22	④その他	研究室内の研究機器などの耐震工事費用は、直接経費から支出できるか。 また、支出出来る場合、計上すべき費目はどこか。 【本事業のみのFAQ】	本委託研究費で購入した機器をはじめ、既存の施設・設備等を本事業のために専ら使用する場合には、「研究機関所有の施設・設備等の保守・修理費」として直接経費からの支出が可能です。研究機関の責任において適切にご判断の上、支出してください。 費目は「その他」に計上してください。
23	⑤間接経費	プリンタのトナーや文具類、事務什器等の環境整備費用は直接経費で支出できるか。	当該事務機器や消耗品が他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。但し、当該委託研究に直接的に必要であり、研究実施現場において委託研究のために専ら使用するものであれば、汎用的な事務機器や消耗品であっても、直接経費から支出することが可能です。研究機関の責任において適切に判断の上、支出してください。

＜知的財産関係＞

No	質問	回答
1	委託研究契約書第12条文中の“著作者人格権の不行使”とは具体的にはどのようなこと指し示すのか。	「著作者人格権」には以下の3つの権利があります。また、「実演家人格権」には(2),(3)の権利があります。これらは譲渡することができないもので、著作者の手元に残り続ける権利です。 (1)公表権 著作物を公表するかしないか、公表するとすればどのように公表するかを決めることができる権利。 (2)氏名表示権 著作物に氏名を表示するかしないか、表示する場合に本名を表示するか、ペンネームを表示するかを決めることができる権利。 (3)同一性保持権 著作物の改変、変更、切除などを認めない権利。 例えば「著作者人格権」が問題になるケースとして、音楽の場合で言えば「替え歌」がその典型的な例です。著作者に無断で替え歌にすることは、上に示した「同一性保持権」を侵害することになります。 本委託研究においては、研究成果として著作物が創出された場合に、一般的な特許権と同様に研究機関で権利を承継して頂くことが可能ですが、その権利について中身の改編等を行う様な場合「著作者人格権」や「実演家人格権」に問題が発生しないよう、権利を承継する研究機関自身が著作者と権利不行使等の必要な措置を講じていただくための規定です。
2	研究機関に帰属し出願した特許等について、その後のマーケティング等の結果、研究機関として不要になった場合、①放棄したり、②発明者への返還をしてよいのか？ また③JSTに譲渡することはできるか？	①・②について、放棄等した場合は「知的財産権設定登録等通知書」により報告を、発明者を含め他者に譲渡する場合は「知的財産権移転承認申請書」により申請を、それぞれJST宛に行って下さい。③について、JSTは他者が出願した特許等の受け入れを行っておりません。
3	委託研究契約書第10条1項において研究機関が、機構が有する知的財産権の譲渡を受ける際の条件として、「発明者の同意が得られること」を挙げられているが、なぜ発明者の同意が必要なのか？	当機構では特許の扱いに関して、発明者の意向はできる限り尊重する方針です。そのため、譲渡についても発明者の同意を得ることと定めております。なお、本条項で定める「研究機関」とは本契約書の締結先であり、当該特許の発明者が所属する機関を指します。よって機構は、発明者の所属機関に対してのみ、機構が所有する特許を、出願後であっても譲渡することができます。 なお、本条項に記載の「発明者の同意」をとりつけるのは、譲渡を受けようとする研究機関となります。
4	所属する研究者が研究に参加するにあたり、職務発明規程の整備は必要か。	本委託研究実施の過程で生じた知的財産権については、産業技術力強化法(日本版バйдール法)の適用により、一定の遵守事項が履行されることを条件として、研究機関が承継することもできます。 研究機関が承継する場合には、研究の実施に伴い発生する知的財産権は研究機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する研究者等と取り交わす、またはその旨を規定する職務発明規程が整備されていることが望まれます。
5	大学(研究機関)は、大学(研究機関)に所属する研究者(研究機関発明者)がなした発明等を承継しないという決定をしてもよいのか？	研究機関が、機関発明者のなした発明を承継するか否かは任意に選択できます。なお、JSTとしては、できる限り研究機関に承継し活用していただきたいと考えております。

＜国際共同研究契約＞

No	質問	回答
1	相手国機関と国際共同研究契約を締結するにあたり、契約書にどのような項目を盛り込むべきか。 また、JSTは、契約書において知的財産に関する取扱い（産業技術力強化法、日本版バイドール法）を定めるよう推奨しているが、同法の英訳はあるか。 【本事業のみのFAQ】	契約書に盛り込むべき文言については、http://www.jst.go.jp/inter/cooperation/agreement.htmlを参考になさってください。 また、産業技術力強化法（日本版バイドール法）の翻訳は、「日本法令外国語訳データベースシステム」(http://www.japaneselawtranslation.go.jp/?re=01)にて公開されています。翻訳は公定訳ではないことにご留意の上、ご参照下さい。なお上述のデータベースでは、平成21年に改正された19条4項は反映されておりません。19条について、JSTで作成した仮訳（非公式）を下記（※）に示しますのでご参照ください。
2	相手国機関と国際共同研究契約を締結するにあたり、国際共同研究契約に書かれる共同研究期間と、JSTと国内研究機関との間で締結される委託研究契約の期間は、一致する必要があるか。 【本事業のみのFAQ】	日本と相手国では会計年度が異なる場合があること、研究機関とファンディングエージェンシーとの間で交わされる委託研究契約の期間が日本と相手国とで異なること等により、国際共同研究契約に書かれる共同研究期間と、JSTと国内研究機関との間で締結される委託研究契約の期間にずれが発生する場合があります。かかる事態が発生する恐れがある場合は、個別にご相談ください。
参 考	（※）産業技術力強化法 第19条 第十九条（国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い） 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（以下この条において「特定研究開発等成果」という。）に係る特許権その他の政令で定める権利（以下この条において「特許権等」という。）について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（以下この条において「受託者等」という。）から譲り受けないことができる。 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。 2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。 3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。 4 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。	Article 19（Handling of Patent Rights Pertaining to Results, etc. of Research and Development Entrusted by the National Government） In order to vitalize technology-related research and development activities and promote effective utilizations of the results thereof in business activities, if the patent right or other right specified by Cabinet Order (hereinafter in this Article referred to as “Patent Right, etc.”) pertaining to the result of technology-related research and development entrusted by the national government or of software development that the national government has contracted for work (hereinafter in this Article referred to as “Result of Specified Research and Development, etc.”), falls under all of the following items, the national government may decide not to accept those Patent Rights, etc. from that entrusted party or contractor (hereinafter in this Article, “Trustee, etc.”). (i) In the case that Result of Specified Research and Development, etc. is obtained, the Trustee, etc. promise to report to that effect to the national government without delay. (ii) In the case that the national government finds it particularly necessary for the public interest and makes a request, making clear the reasons therefor, the Trustee, etc. promise to grant to the national government the right to use said Patent Rights, etc. without charge. (iii) In the case that the national government recognizes that said Patent Right, etc. have not been utilized within a reasonable time and does not find any justifiable grounds as to why said Patent Rights, etc. have not been utilized within a reasonable time, and in case the national government finds that utilization of said Patent Rights, etc. is particularly necessary for promoting the use of said Patent Rights and makes a request making clear the reasons therefor, the Trustee, etc. promise to grant to a third the right to use said Patent Rights, etc. (2) The provisions of the preceding paragraph shall apply mutatis mutandis to the relationship between another juridical person to whom the national government has provided funds and has had technology-related research and development performed thereby where that said juridical person entrusts all or a part of that research and development and the party which has been entrusted to do said research and development, and also to the relationship between another juridical person to whom the national government has provided funds and has had software development conducted thereby where that said juridical person contracts out for work all or a part of that development to another party, and said contractor for the development. (3) When the juridical person of the preceding paragraph, request the authorization set forth in paragraph 1, item 2 or item 3 applied mutatis mutandis in the same preceding paragraph, the juridical person shall do so in response to a request of the national government. (4) In the case that said Patent Right, etc. is transferred to a third party, or in the case that the right to use said Patent Rights, etc. which is specified by Cabinet Order is agreed to be set or be transferred to a third party, the Trustee, etc. promise to obtain prior approval from the national government, excluding the case of transfer by split or merger, or other cases which are specified by government ordinance as unlikely to cause prejudice to utilization of said Patent Rights, etc.

＜決算報告・収支簿＞

No	質問	回答
1	調達等に係る業者等への支払いは3月31日までに完了しなければならないのか。当機関の支払日が、月末締め翌月末払いとなっているので、3月納品分については、4月末払いになってしまう。	業者等への支払いの期限は「委託研究実績報告書の提出期限まで」となっており、研究実施期間が年度末まで継続する場合は、翌事業年度の4月30日が支払期限となりますので、ご質問のような件は会計年度終了後4月30日までに整理期間として出納処理がなされれば結構です。従って、納品検収が3月末までに行われ、業者等への支払が4月になされるものについては、納品検収が完了した年度の委託研究費にて経費を計上して下さい。
2	直接経費で雇用する者の3月分の社会保険料について、3月末までに金額の確定ができず、当年度の経理報告に間に合わないものがある。3月分の社会保険料については、当年度・次年度どちらの年度区分で処理すればよいか。	委託研究費の計上は経費の発生した年度区分で処理することになりますので、3月分の経費は当年度に計上することが原則となります。なお、人件費における事業主負担分の社会保険料や非課税取引に係る消費税相当額等の研究機関留保分について、3月末までに金額が確定する場合は、委託研究実績報告書の提出期限までに社会保険事務所或いは税務署への支払いが行われていなくとも、当年度において計上することが可能です。 一方、次の経費のうち、会計年度末において支払額が確定しない場合でかつ、委託研究契約書等により翌会計年度の研究期間が約定されている場合に限り、例外的に翌会計年度に計上することが可能です。 ○社会保険料・運送料 ○光熱水料・通信料 ○その他JSTが特に認めるもの なお、委託研究契約書等により翌会計年度の研究期間が約定されていない場合（研究期間の最終年度）は、このような翌会計年度に計上する特例の取扱が不可能となります。
3	委託研究契約事務処理説明書の別添2「証拠書類一覧」のうち、当機関内の規定等により証拠書類として編纂していないものがある。この一覧にある証拠書類は必ず整備する必要があるのか。	別添2「証拠書類一覧」は、公的資金を扱う機関が一般に揃えている証拠書類等を参考として例示したものであり、一義的には、編纂対象となる証拠書類は各研究機関の経理規定等に準拠して頂くこととなります。従いまして、上記一覧と書類が一致していなくても、代替する書類で説明可能であれば、必ずしも同一のものを整理保管する必要はありませんが、当該委託研究費の執行に係る透明性・適正性を担保する目的で、研究機関内の意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証票類を証拠書類として整備・保管して下さい。
4	試作品やソフトウェア製作は、どの予算費目で仕訳すべきか。	試作品は、物品費に計上を行ってください。また、ソフトウェアについては、既製品の場合は「物品費」、外注品の場合は「その他」に計上してください。
5	本事業の返還連絡書(経理様式4)の提出について。 委託研究費の返還がない場合も提出が必要か。 【本事業のみのFAQ】	返還がない場合は提出は不要です。

＜その他＞

No	質問	回答
1	本研究で大きな成果が出た場合、プレス発表はどのように行うのか。	研究機関とJSTとで共同でプレス発表させて頂きたいと考えます。内容は、研究担当者、研究機関と個別に調整、相談させていただきます。
2	当機関から他機関へ再委託を行いたい案件があるが、再委託用の契約雛形はあるか。	当事業では、研究開発要素を含む再委託は原則として認められておらず、再委託用の契約雛形も用意しておりませんので、まずはJSTへご相談ください。 なお、例えばソフトウェアプログラムの作成といった、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については上記の再委託には当たらないとして、直接経費での計上が認められております。
3	当該委託研究の推進上、外部の機関にて実験を行う必要があるが、当該委託研究費にて購入した設備等を外部の実験室に持ち込むことは可能か。	必要に応じて可能です。但し、設備等が搬入される外部機関において善良なる管理者の注意義務を履行して頂く必要がありますので、その点を踏まえ貴機関および受入機関との間で確認・調整して下さい。なお、JSTより、外部機関の物品受入に係る許可書類・現物確認方法等、善管義務がどのように担保されているかの確認を求めることがあります。
4	研究担当者が移籍した場合、移籍先機関への無償譲渡の対象となる物品は、現在有効な委託研究契約の契約期間中に委託研究費により取得した物品のみであり、契約更新する前の委託研究契約において取得した物品の譲渡は大学の判断で良いのか。	当該研究課題の研究期間中に取得された物品であれば、現在有効な委託研究契約の更新前の委託研究契約において取得した物品も含め、原則として、移籍先機関への無償譲渡を行って下さい。
5	委託研究費の概算払いを受けることにより、口座に利息が生じたが、この利息分については、JSTに報告する必要があるのか。報告するための所定の様式はあるのか。	当該研究の委託研究費にかかる利息分については報告の必要はありません。当該利息分については、当該研究に直接的あるいは間接的に資する目的でご使用いただくのが望ましいと考えます。
6	当事業では複数年度契約の場合、翌年度への繰越が可能となっているが、この繰越した研究費と翌年度研究費を合算して使用しても問題ないか。また、流用を行うことは可能か	繰越は、予め翌年度における使途を定めて行って頂くものではありませんが、状況変化により繰越額のみでは資金に不足が生じる場合に翌年度研究費と合算して使用し、当初目的を遂行することは妨げません。また、繰越した研究費を新たな使途にあてることが有効かつ必要と認められる場合に、当初予定と異なる使途にあてること(流用)も妨げません。但し、流用を行う場合には、i) 繰越執行額と前年度の予算執行額を合計した結果が、流用制限の範囲を超える場合(各費目の流用額が直接経費総額の50%および200万円を越える場合)、ii) 研究計画・研究進捗に影響が出るような場合には、JST担当者へご相談頂きますようお願いいたします。 なお、繰越額については、早期に執行頂く必要があります。従って、研究進捗の状況により繰越額の執行に遅滞が生じる場合には、必要に応じ研究費の調整を行いますので、速やかにJST担当者へご連絡ください。 ※上記取り扱いはJSTの中期計画期間内に行われる繰越を対象とします。
7	消費税相当額とは何か。	委託契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託契約額の総額が消費税の課税対象となります。一方で、支出額に人件費・外国旅費等の非課税・不課税取引が含まれる場合には未払消費税が発生することになりますので、これを消費税相当額として研究機関に留保しておくことが可能です。
8	委託研究費の精算について伺いたい。 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守し、科学研究費補助金を受給し、科学研究費補助金と同じ条件で内部監査を実施する場合には、実地調査の対象外として取り扱われるとのことであるが、「科研費と同様の内部監査」とは、具体的にはどのような監査か。	「科学技術研究費補助金事業＋JST事業の合計件数」の10%以上を監査(通常監査)して頂くこととしています(特別監査は通常監査の10%以上)。科研費の比率にも留意しつつ、実施してください(科研費とは別にJST事業で10%の内部監査を実施することが理想的です)。なお、内部監査の実施状況は公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」へ記載してください。